

令和4年度 入学者選抜後期選抜募集要項

福島県立会津西陵高等学校

(以下「本校」という。)

福島県立大沼高等学校 (以下「大沼高校」という。)
福島県大沼郡会津美里町字法幢寺北甲3473番地番地
電話 (0242) 54-2151

福島県立坂下高等学校
福島県河沼郡会津坂下町大字白狐字古川甲1090番地
電話 (0242) 83-2911

前期選抜により定員を充足しない場合、後期選抜を実施する。

1 募集定員

全日制の課程 普通科 定員160名から、前期選抜の合格者数を除いた数とする。

2 出願資格

出願資格については、次の(1)または(2)のいずれかの条件を満たす者とする。ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和4年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業生及び卒業見込の者」という。)
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校の開設事務取扱者である大沼高校校長(以下「事務取扱者」という。)に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、事務取扱者に出願する。

4 出願期間

令和4年3月15日（火）から3月16日（水）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、664円分（簡易書留料金）の切手を貼付した「長形3号」の返信用封筒を同封の上、令和4年3月16日（水）正午までに必着とする。その場合、事前に事務取扱者に連絡する。

5 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）

② 令和4年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）

ただし、「評定」及び「出欠の記録」の第3学年の欄は、学年末までの状況について記入する。なお、「受験番号」の欄は、本校において記入する。

年齢20歳以上の者については、事務取扱者の判断により、調査書の提出を免除することができる。

③ 受験票用紙（受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

④ 入学検定料納付済証明書用紙（中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者

① 入学願書

② 健康診断書（令和4年1月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、この要項に示した「2 出願資格」の「(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することができる。

③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

④ 受験票用紙（受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(3) 中学校長は、事務取扱者に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して事務取扱者に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、事務取扱者あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した「長形3号」の返信用封筒を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、事務取扱者は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和4年3月15日（火）から3月18日（金）までとする。
郵送の場合には、3月18日（金）必着とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

7 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、事務取扱者が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、この要項の「5 出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。

事務取扱者は提出された出願書類を審査し受け付けることができる。

- ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

- ② 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

- (3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、この要項の「5 出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。

- ① 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

8 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた際には、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。
- (2) 事務取扱者は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

9 出願先変更

志願者は、令和4年3月17日（木）に、1回に限り、出願先を変更することができる。
受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、事務取扱者は、受付時間について弾力的な対応をする。

- (1) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - ① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、志願先の高等学校長に提出する。
 - ② 後期選抜出願先変更願の提出を受けた高等学校長は、志願者が先に出願した本校に、後期選抜出願先変更願の写しを持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
 - ③ ②により変更先の高等学校から連絡を受けた事務取扱者は、変更先の高等学校に、入学願書の写しを持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
 - ④ 出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、先に出願した本校に、後期選抜出願先変更者名簿を持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
 - ⑤ 事務取扱者は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことができる。
- (2) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (3) すでに交付を受けた受験票は返還する。

10 出願の取消し

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に事務取扱者に提出する。

- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、事務取扱者に提出する。
- (3) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

11 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、選抜を行う。

- (1) 調査書
「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点とし、合計190点満点とする。
- (2) 面接
個人面接を実施する。個人面接では、本校で学ぶ意欲や志願者が自らの考えをまとめ適切に伝える力をみる。面接については、点数化し、30点満点とする。
- (3) 作文
作文を実施する。あるテーマについて、600字程度で自分の意見等を述べる作文とする。作文については、点数化し、30点満点とする。
- (4) 選抜資料の満点
全体の満点は、250点とする。

12 作文、面接の日時及び会場

- (1) 日 時 令和4年3月22日(火)
- (2) 会 場 大沼高校(入口は東昇降口)
- (3) 日 程 8:00～ 8:15 受 付
9:00～ 9:40 作 文
10:00～ 面 接
- (4) 注意事項は以下のとおりとする。
 - 選抜当日は次のものを持参すること。
受験票、上ばき、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム
 - 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。
- (5) その他
作文及び面接の際、インフルエンザ罹患者や体調不良者(ただし、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされる者を除く。)等の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。

13 合格者発表

- (1) 令和4年3月23日(水)午後3時以降に、大沼高校において発表する。電話による問い合わせには応じない。
- (2) 事務取扱者は、合格者に対して、合格通知書を交付する。
- (3) 事務取扱者は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格

を取り消すことができる。

14 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して事務取扱者に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、事務取扱者に提出する。

15 その他

出願の際に必要な各書類の宛先は「福島県立会津西陵高等学校開設事務取扱者 福島県立大沼高等学校長」とする。